

(仮称) 群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業  
意見交換会実施結果について

- ・ (仮称) 群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業について、令和5年9月25日(月)から9月27日(水)に実施した参加者との意見交換会の結果を公表します。
- ・ 意見交換会の結果は、参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、参加者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられる内容は非公表としております。
- ・ 意見交換会の結果は、現時点での県の考え方を示したものです。意見を踏まえて事業の内容について検討を行い、入札説明書等の修正を行う場合がありますので御留意ください。

令和5年10月

群 馬 県

意見交換会における対話での確認事項に関する回答

No	書類名	頁	タイトル	対話での確認事項	回答
1	実施方針	2	⑨施設との連携	現在の指定管理者が応募した場合、他の応募グループと比較した評価基準に関する考え方を伺いたい。	現在の公園の指定管理者であることをのみを以って評価することは想定しており、あくまで提案の内容を評価することを予定しています。 評価基準の詳細については、入札公告時に示す落札者決定基準を確認してください。
2	実施方針	12	建設に当たる者	参加資格要件の資格等の再確認	各業務を担う構成員及び協力企業は、それぞれの業務ごとに規定された参加資格要件を満たす必要があります。
3	実施方針	12	参加資格	建設に当たる者の参加資格要件	各業務を担う構成員及び協力企業は、それぞれの業務ごとに規定された参加資格要件を満たす必要があります。
4	実施方針	13	運営・維持管理に係る参加資格要件	運営と維持管理に係る事業者の参加資格要件「(a) 令和4・5年度群馬県物件等購入契約資格者名簿に登録されている者であること。」とありますが、どちらも同様のため、こちらを満たせば、運営・維持管理ともに参加資格要件(a)はクリアしているという理解で宜しいでしょうか。	実施方針に示すとおり、「本施設の運営に係る参加資格要件」と「本施設の維持管理に係る参加資格要件」のうち、「(a)令和4・5年度群馬県物件等購入契約資格者名簿に登録されている者であること。」は、同一の資格要件となっています。 参加表明時においては、その提出書類として「運営」と「維持管理」を担う者について、それぞれの書式を用意しますので、同一企業が「運営」と「維持管理」の両方を担う場合であっても、それぞれの書式に記入いただくことになります。 その場合において、上記の(a)の要件を満たしているのであれば問題ありません。
5	実施方針	14	事業者選定及び落札者決定に関する事項	価格提案及び落札者がいない場合の対応	入札参加者又は落札者がいないという場合が生じないよう、予定価格の設定において物価上昇等に配慮して積算しているところです。
6	実施方針	15	予定価格	今後の入札公告で示される業務水準は、昨今の物価上昇の状況を反映した予定価格（事業予算）が確保されるのかお聞かせ願います。	予定価格については、物価指数等を用いて物価上昇分を見込んで算定しているところです。入札公告時には上限価格として示す予定です。
7	実施方針	27	設計・建設段階の物価変動	改定の基準となる時期及び採用する指標	設計・建設段階の物価変動に伴う改定に当たって適用する指標や改定の起日等については入札公告時に示しますので、そちらを確認してください。
8	実施方針	27	設計・建設の対価	物価変動の基準日を入札公告日として頂きたい。	設計・建設段階の物価変動に伴う改定に当たって適用する指標や改定の起日等については入札公告時に示しますので、そちらを確認してください。

No	書類名	頁	タイトル	対話での確認事項	回答
9	実施方針	28	運営・維持管理 段階の物価変動	今後の入札公告で示される業務水準は、昨今の物価上昇の状況を反映した 予定価格（事業予算）が確保されるのかお聞かせ願います。	予定価格については、物価指数等を用いて物価上昇分を見込んで算定してい るところです。入札公告時には上限価格として示す予定です。
10	実施方針	28	運営・維持管理 段階の物価変動	改定の基準となる時期及び採用する指標	運営・維持管理段階の物価変動に伴う改定に当たって適用する指標や改定の 起点日等については入札公告時に示しますので、そちらを確認してください。
11	実施方針	28	運営・維持管理 段階の物価変動	運営業務の対価の物価変動に採用する指標について	運営・維持管理段階の物価変動に伴う改定に当たって適用する指標や改定の 起点日等については入札公告時に示しますので、そちらを確認してください。
12	実施方針	28	運営・維持管理 段階の物価変動	改定の基準となる時期及び採用する指標	運営・維持管理段階の物価変動に伴う改定に当たって適用する指標や改定の 起点日等については入札公告時に示しますので、そちらを確認してください。
13	実施方針	28	運営・維持管理 の対価	物価変動の基準日を入札公告日として頂きたい。	運営・維持管理段階の物価変動に伴う改定に当たって適用する指標や改定の 起点日等については入札公告時に示しますので、そちらを確認してください。
14	実施方針	29	光熱水費変動	提案金額と実際に発生した金額に乖離がある場合の調整方法	光熱水費における提案金額と実際の金額の乖離に係る調整方法等については 入札公告時に示しますので、そちらを確認してください。
15	実施方針	29	光熱水費変動	提案金額と実際に発生した金額に乖離がある場合の調整方法	光熱水費における提案金額と実際の金額の乖離に係る調整方法等については 入札公告時に示しますので、そちらを確認してください。
16	実施方針	29	光熱水費変動	光熱水費については国スポ等開催もありますので、予測が困難であるため、 国スポ等開催後数年の実績を踏まえた上で、再度協議するなどの対応を可能 としていただきたい。	光熱水費における提案金額と実際の金額の乖離に係る調整方法等については 入札公告時に示しますので、そちらを確認してください。
17	要求水準書（案）	1	基本方針	敷島エリアグランドデザインに関する確認	「敷島エリアグランドデザイン」については、現在策定中で、現時点で新たに提示 できるものではありません。 新たに公表できるものは順次公表していきますが、その際には、応募予定者等 に周知いたします。

No	書類名	頁	タイトル	対話での確認事項	回答
18	要求水準書（案）	3	既存施設の解体及び設計・建設期間（開業準備期間含む）	設計・建設期間を事業契約締結日から令和10年10月末（48ヶ月）とされた根拠についてご教示ください。	木材活用を前提とした設計・建設期間は、民間事業者へのヒアリング調査の結果を踏まえて設定しております。 国スポ開催の期日の関係から設計・建設期間の見直し（延長）はできませんので、この工期の範囲内で実現可能な木材活用の提案を期待します。 なお、契約締結前の準備行為に関する事項については、入札公告時に示す基本協定書（案）を確認してください。
19	要求水準書（案）	3	既存施設の解体	既存施設の利用期間延長とは、どのような内容か。	既存施設とは現在の水泳場を指しています。その利用期間の延長期限について、質問・意見への回答のとおり、入札公告時に示す予定です。 工事期間中においては、要求水準書（案）別紙3に示す敷地範囲外の公園内及び運動施設は通常どおりの利用となります。工事車両動線について、要求水準書（案）別紙15で「工事動線等検討条件イメージ図」を示しています。野球場周囲の既存動線を一時的に使用する場合、公園管理者と協議を行う必要があります。
20	要求水準書（案）	4	地域経済への配慮	県内企業の参画に対するインセンティブについて、例えば以下のような評価基準をご検討いただけますでしょうか。 ①提案グループ内の構成員における、県内企業の数、割合 ②提案グループ内の構成員における、事業費全体に占める県内企業の契約予定額 ③下請け企業における、県内企業数、割合 ④下請け企業における、事業費全体に占める県内企業の契約予定額	ご意見は参考とさせていただきます。 県内企業を含む地域活性化の提案に関する評価基準については入札公告時に落札者決定基準として示しますので、そちらを確認してください。
21	要求水準書（案）	4	光熱水費	光熱水費の指定金額として頂きたい。	光熱水費における提案金額と実際の金額の乖離に係る調整方法等については入札公告時に示しますので、そちらを確認してください。
22	要求水準書（案）	4	光熱水費	電気代については、東京電力の料金を指標として頂きたい。	光熱水費における提案金額と実際の金額の乖離に係る調整方法等については入札公告時に示しますので、そちらを確認してください。
23	要求水準書（案）	6	ハザードマップ	要求水準書（案）では河川氾濫水位が3.0m～5.0mと記載があるが、前橋市防災危機管理課にて専用ソフトで確認すると、敷地と思われる位置に一部5.0m～10.0mの範囲があった。どちらを正して計画すればよいかご教示いただきたい。	建物を計画する位置の地盤高と浸水深を把握した上で、対策を検討してください。 なお、「一部5.0m～10.0m」の範囲が分かる資料を入札公告時に要求水準書の参考資料として添付します。

No	書類名	頁	タイトル	対話での確認事項	回答
24	要求水準書（案）	6	敷島風致地区	風致地区で定める高さ制限（15m）について、協議次第で免除していただくことが可能か、あるいは遵守することが求められるか。	「前橋市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の許可権者が前橋市長になるため、前橋市役所担当課（都市計画課景観・歴史まちづくり係）に事前確認したところでは、過去の施設の立地や特殊性等を考慮して、許可基準に適合しない計画でも協議の上やむを得ないと判断する特例措置にする場合もある、との見解が示されています。 そのため、本事業の計画にあたり、建築物の高さ制限（15m）は、絶対的な遵守事項にはならないと考えています。
25	要求水準書（案）	9	動画撮影カメラ及び泳法解析ができるシステム	「水中と水上を同時に動画撮影できるカメラや、泳法の解析ができるシステム（ソフトウェア含む）の導入について可能な範囲で提案すること」とありますが、泳法の解析ができるシステム（ソフトウェアを含む）の導入について、具体的にどのようなソフトウェアを想定されているか、県のイメージをお聞かせください。	泳法解析システム（ソフトウェアを含む）の提案は任意となりますが、導入する場合の機能としては、例えば、比較したい映像の合成表示機能、動きの軌跡表示機能、距離・角度・スピード等の計測表示機能（計測自体は外部計測機器等により実施）などを有するものが考えられます。なお、その他の提案も可とします。（研究用ではなく、選手への即時フィードバックに活用できるものを想定しています。） 泳法解析システム（ソフトウェアを含む）の提案に係る評価の基準については入札公告時に落札者決定基準として示しますので、そちらを確認してください。 <補足> 泳法解析システム（ソフトウェアを含む）は、県の想定では、映像確認の付加機能を有する既存のソフトウェアをイメージしたものであり、システム等の新規開発までを求める想定ではありません。
26	要求水準書（案）	9	延床面積合計	延床面積の12,350㎡以上の根拠の確認	本施設における延床面積の下限値の表記については、検討の上、入札公告時の要求水準書にて示しますので、そちらを確認してください。
27	要求水準書（案）	15	木材活用	内装等への木質化に関する確認	内装等への木質化に関しては、要求水準書（案）別紙13「必要諸室及び仕様」において、諸室一覧表の最右列の「備考」欄に、「木材活用の方針を踏まえた優れた空間意匠の提案を期待する」と記載しておりますので、そちらを確認の上提案してください。 なお、県としては木材活用に関する補助金・交付金等の活用予定はありませんので、これに伴う木材活用の条件もありません。
28	要求水準書（案）	16	観客席	サイトラインについての記述で、「2列前の観客の頭越しにプールの端部が視認できる等、…」とあるが、C値は最低限60以上を確保するということが宜しいでしょうか。	要求水準書（案）P.16（修正版P.17）に記載のとおり、「2列前の観客の頭越しにプールの端部が視認できる等」とし、C値を示すことは考えていません。

No	書類名	頁	タイトル	対話での確認事項	回答
29	要求水準書（案）	16	観客席	サイトラインについての記述で、「2列前の観客の頭越しにプールの端部が視認できる等、…」とあるので、プールの端部ではなく、競技者が視認できればよいと考えてもよいでしょうか。 また、サイトラインの判断基準はありますでしょうか。	要求水準書（案）P.16（修正版P.17）に記載のとおり、「2列前の観客の頭越しにプールの端部が視認できる等」とし、C値を示すことは考えていません。
30	要求水準書（案）	18	④木材活用（木造化）に関する事項	木架構について、集成材、流通材、鉄とのハイブリッドの組み合わせや、木の使用量についての確認。	木架構における集成材、流通材、鉄とのハイブリッドの組み合わせや、木の使用量についての評価基準については、入札公告時に落札者決定基準として示しますので、そちらを確認してください。
31	要求水準書（案）	25	プール循環ろ過設備	プール循環ろ過装置には、主に珪藻土式、砂式、カートリッジ式とあるが、想定している方式があればご教示ください。	県としては循環ろ過装置の方式について想定はしておりません。 要求水準書（案）P.25の「ク プール循環ろ過設備」に示した記載に基づいて、事業者にて最適と考える設備方式を検討・提案してください。
32	要求水準書（案）	32	近隣調査・事前調査	近隣住民や周辺施設から、現時点において本事業に対してご要望等が寄せられていますか。	現時点において、近隣住民や周辺施設からの要望は寄せられておりません。
33	要求水準書（案）	36	既存施設の解体・撤去業務	既設杭の撤去について、全撤去が前提か、あるいは一部残置が可能か、考え方を教示ください。 また、既設建物の杭伏図があればご提供頂けますか。	現在の建物の竣工図（平成8年）では、直接基礎となっております。このため、杭伏図はありません。 直接基礎であるため、基本的には杭は無いものと考えていますが、部分的に杭やラップルコンクリート等が発見された場合においては、要求水準書（案）P.36に示すとおり、事業者の責任において、必要な技術的検討、行政協議・手続等を行い、県の実情を得ることを前提として、一部を残置することは認めているところです。
34	要求水準書（案）	40	予約システム整備業務	「群馬県公共施設予約WEBサイト」を活用する場合は、整備作業や費用負担はどのようになるのかお聞かせください。	予約システムとして、「群馬県公共施設予約WEBサイト」を活用する場合には、事業者からの申し出により、県関係課（都市整備課・業務プロセス改革課）及び当該サイト管理業務受託者と連携して進めることとなります。 WEBサイトの改修に伴う費用は事業者負担となりますが、県がSPCに支払うサービス購入料に含めることは可能です。
35	要求水準書（案）	46	供用日・供用時間	効率的な運用時間の提案と従業員の働き方改革との観点から、休館日の提案及び利用形態（個人利用など）に応じて、開始時間や終了時間を変更（短縮・延長）することについてなど、柔軟に提案可能として欲しい。	本施設の供用日、供用時間等については、要求水準書（案）に示していますが、これを短縮することは認められません。 なお、供用日及び供用時間の延長に関する事項については、入札公告時に要求水準書にて示しますので、そちらを確認してください。

No	書類名	頁	タイトル	対話での確認事項	回答
36	要求水準書（案）	46	本施設の供用時間	水泳場前駐車場（野球場脇の出入口）の閉鎖時間について	水泳場前駐車場へ入るための野球場脇出入口の施錠は、PFI事業者（SPC）にて管理することを予定しております。
37	要求水準書（案）	50	利用料金の減免	国スポ開催前及び開催後の強化練習（競技力向上）における利用料金は専用利用（半額減免等）の想定でしょうか。	国スポ開催前及び開催後の強化練習における利用区分は、いずれも専用利用（コース占有）を予定しています。 また、この場合において、専用利用（コース占有）にかかる利用料金の減免は予定していません。
38	要求水準書（案）	53	自由提案事業	自由提案事業の業績悪化のために、当該自由提案事業を中止せざるを得ない場合に、SPCに違約金等は発生しますでしょうか。	採算の悪化を理由に撤退する場合のペナルティについては想定していませんが、提案時においては、実現可能性の高い内容の提案をしていただくとともに、その実現性の根拠も合わせて示していただくこととなります。 ただし、自主事業のうち、要求水準書（案）P.51（修正版P.52）の「6 健康増進支援業務」に関するものについては、モニタリングの結果、要求水準未達成と判断される場合があります。詳細は、入札公告時に示す事業契約書（案）を確認してください。
39	要求水準書（案）	53	自由提案事業	自由提案事業の契約については県とSPCでなく、県と自由提案事業を行う業者と締結させることは可能でしょうか。	自由提案事業は、PFI事業の一部として提案してもらうものですので、SPCが提案のみを行い、県が第三者（SPC構成員等を含む）と直接契約することは想定されません。
40	要求水準書（案）	53	自由提案事業	収入を確保するための自主事業について、近隣の民間業者への影響をどのように考えているかお聞かせください。	県としては特段の配慮は考えておりません。 応募者にて近隣の民間事業者への影響等を勘案して提案してください。 当該自由提案事業の実施にあたっての近隣の民間事業者との調整等は事業者側で行うこととなります。
41	要求水準書（案）	53	自由提案事業	収入を確保するための事業規模について、近隣の民間業者への影響をどのように考えているかお聞かせください。	県としては特段の配慮は考えておりません。 応募者にて近隣の民間事業者への影響等を勘案して提案してください。 当該自由提案事業の実施にあたっての近隣の民間事業者との調整等は事業者側で行うこととなります。
42	要求水準書（案）	53	自由提案事業	施設で事業者が販売等を行う際に、公園内にあるボート乗り場売店の既得権者への配慮等が必要かどうかお聞かせください。	県としては特段の配慮は考えておりません。 応募者にて近隣の民間事業者への影響等を勘案して提案してください。 当該自由提案事業の実施にあたっての近隣の民間事業者との調整等は事業者側で行うこととなります。

No	書類名	頁	タイトル	対話での確認事項	回答
43	要求水準書（案）	53	自由提案事業	「国スポ等期間中及びそのリハーサル大会などの期間中は自主事業の実施が困難であることを考慮して計画すること。」とあるが、国スポ等期間中や大会などだけではなく、個人利用等（団体利用）への影響もありますので、供用開始から国スポ等開催までの期間での国スポ等に向けた利用スケジュール等を示していただきたい。	通常の競技利用に加え、国スポ前には平日夕方に強化練習が入る見込みですが、詳細は確定しておりません。
44	要求水準書（案）	53	附帯事業	撤退に関する条件	採算の悪化を理由に附帯事業から撤退する場合のペナルティについては想定していませんが、提案時においては、実現可能性の高い内容の提案をしていただくとともに、その実現性の根拠も合わせて示していただくこととなります。
45	要求水準書（案）	54	群馬県都市公園条例による管理許可及び設置許可	付帯施設を独立して整備する場合は、県の許可を得て施設を整備し、施設の所有者は事業者となる、と理解しておりますが、施設の所有者を実際に自由提案事業を行う業者とすることは可能でしょうか。	自由提案事業は、PFI事業の一部として提案してもらうものですので、第三者（SPC構成員等を含む）が施設を所有すること（設置許可・管理許可の申請主体となること）は想定されません。
46	要求水準書（案）	54	群馬県都市公園条例による管理許可及び設置許可	附帯施設を本施設と一体のものとして整備する場合、県が当該自由提案施設を本施設とともに所有したうえで、県の許可を得る、とありますが、利用料を支払う主体を実際に自由提案事業を行う業者とすることは可能でしょうか。	自由提案事業は、PFI事業の一部として提案してもらうものですので、SPCが県に対して料金を支払ってください。
47	別紙13	1	必要諸室及び仕様	ドライランドの参考面積に対し、想定するレイアウトを提示願う。	想定レイアウトを提示する予定はありません。 プール公認規則及び公認プール施設要領の関係規定を満たす設備を配置することを想定しています。実際のレイアウトについては、設計段階で日本水泳連盟や県の水泳連盟と協議を行い、詰めていくものと考えています。
48	別紙13	1	必要諸室及び仕様	プール内の競技照明の本設・仮設の考え方について。	プール内の競技照明における本設・仮設の考え方については、入札公告時に示す要求水準書を確認してください。
49	別紙18	2	一般什器・備品リスト（参考）	更衣室ロッカー 3連×2段ロッカー-W900×H1800とあるが、事業者提案としてほしい。	施設整備水準を確保する観点から、原則、別紙18に記載のとおりとし、男女各200人分の確保は厳守してください。
50	別紙19		遵守する法令	■遵守すべき法令・基準等(3) その他基準等に記載の国土交通省関連の基準は全て準拠する必要はありますでしょうか。 設計者にて適切な検討がなされていれば一部の基準の緩和が可能と考えてよろしいでしょうか。	遵守すべき法令等については、要求水準書（案）P3の「7 遵守すべき法令等」に「各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照合のうえ適宜参考にすること。」と記載しています。そのため、各種基準を参考の上、設計者責任のもと、適切な検討と設計を行ってください。



No	書類名	頁	タイトル	対話での確認事項	回答
51	別紙19		遵守する法令	<p>■ 遵守すべき法令・基準等(3) その他基準等に記載の興行場法については、興行場に当てはまる場合のみ遵守することによろしいでしょうか。</p>	<p>観客席を有する水泳場は、興行場法第 1 条の「スポーツを公衆に見せる施設」に該当すると考えています。</p> <p>また、興行場法に基づく許可の要否については、許可権者である前橋市に確認する必要があります。確認の結果、許可が必要となった場合は、興行場法を遵守してください。</p>